



ひとり親家庭への手当など

★ 手当や医療費など

児童扶養手当

問 子育て課・助成係 ☎095-829-1270

18歳に達した最初の年度末までにあり次の要件に該当する児童(一定の障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父又は母及び父又は母に代わって児童を養育しているかたに支給されます。

対象児童 父母が離婚又は母が婚姻によらないで懐胎し父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が重度の障害にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童、父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童、父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童、父又は母が配偶者から暴力(DV)を受け、その配偶者に裁判所から保護命令が出された児童

支給額 月額45,500円(児童が2人目10,750円加算、3人以上は1人につき6,450円加算)

※ただし、所得に応じた減額があります。

※令和6年11月より、全部支給・一部支給に係る所得制限限度額の引上げ及び第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引上げることが予定されています。

手続き 各地域センター

ひとり親家庭等福祉医療費

問 子育て課・助成係 ☎095-829-1270

保険診療に係る自己負担額から医療取扱機関ごとに1日上限800円、ひと月の上限1,600円を差引いた額を助成します。(保険薬局での調剤は、全額助成)※ただし、所得等制限があります。

対象 20歳未満の児童を監護しているひとり親家庭等の父又は母及びその18歳未満(高校在学中は20歳未満)の児童、父母のいない18歳未満(高校在学中は20歳未満)の児童

手続き 各地域センター

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

問 子育て課・助成係 ☎095-829-1270

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金をお貸しします。(相談は予約制となりますので事前にお電話ください)

対象 母子家庭・父子家庭及び寡婦

★ 生活の支援

母子生活支援施設

問 子育て課・企画係

生活上の問題のために子どもの養育を十分にできない場合、母親と子どもと一緒に入所し、サポートを受けて生活できる施設です。

対象 母子家庭

費用 所得に応じた利用者負担があります。(生活保護、市町村民税非課税世帯は無料です。)

※入所の相談については、子育てサポート課(子ども家庭センター)まで

ひとり親家庭等日常生活支援事業

問 子育てサポート課(子ども家庭センター) ☎095-829-1255

ひとり親家族の保護者及び寡婦が、病気や本人の修学等で一時的に日常生活に支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣し、家事や育児をお手伝いします。

対象 母子家庭、父子家庭及び寡婦

費用 所得に応じた利用者負担があります。(生活保護、市町村民税非課税世帯は無料です。)

JR定期乗車券割引制度

問 子育て課・助成係 ☎095-829-1270

対象 児童扶養手当受給世帯のかた

割引内容 通勤定期乗車券の3割

手続き 子育て課で特定者用定期乗車券購入証明書を交付します。その後、JR窓口で申請を行ってください。



★ 就労の支援

母子・父子自立支援プログラム策定事業

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

就労に関するさまざまな悩み等について専門の相談員がお話しをお聞きし、きめ細かな支援、情報提供を行います。

対象 児童扶養手当受給者(DV被害者であって児童扶養手当の受給が見込まれる方も対象になります。)

ひとり親家庭等自立促進センター事業

問 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター「YELL(エール)ながさき」 ☎095-801-4445

長崎県と共同して就業相談、講習会の実施、弁護士による専門相談(無料、要予約、毎月第3水曜日)等を行います。

開設日 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前10時～午後6時

対象 ひとり親家庭の父又は母(DV被害者等を含む。)及び寡婦

ひとり親家庭自立支援助成事業

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

ひとり親家庭の父又は母の自立の促進と生活の安定を図るために必要な知識や技能の習得に対する取組みを支援します。

● 自立支援教育訓練給付金事業

ホームヘルパー等の資格をとるために教育訓練講座を受講した方に受講費用の最大60%を支給します。(講座申し込み前に申請が必要)

● 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師等の資格取得のため、6か月以上学校に通う場合で、該当資格の取得が見込まれ、かつ、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるとき、給付金を支給します。

対象 ひとり親家庭の父又は母(ただし、所得制限があります)



避難行動要支援者登録について



長崎市では、災害による避難をする際に、家族だけで避難所まで移動することが困難な方を、「避難行動要支援者」として登録しています。

登録できるかた

特別な事情があり、ご家族だけでは避難できない家庭が対象です。
お子さんがいる家庭がすべて対象ではありません。
たとえば・・・妊娠中で1人では避難所まで行けないかた
ひとり親家庭や子どもが多く家族だけでは避難所まで行けない家庭 など

避難行動要支援者名簿に登録されると、お住まいの地域の自治会や民生委員児童委員などに家族構成や連絡先などの情報を提供します(登録の際に同意書に記入していただきます)。
名簿の登録期間については、例えば妊娠期間、お子さんが乳幼児の期間など、状況に応じてあらかじめ決めていただきます。

※避難支援等関係者は責任を負うものではなく、避難行動の支援も必ずなされるものと保証するものではありません。

お問い合わせ・ご登録はお住まいの地区の各総合事務所へお尋ねください。

中央総合事務所	地域福祉課	健康支援係	TEL.095-829-1429
東総合事務所	地域福祉課	健康支援係	TEL.095-813-9001
南総合事務所	地域福祉課	健康支援係	TEL.095-892-1113
北総合事務所	地域福祉課	健康支援係	TEL.095-814-3400

「避難行動要支援者」
登録するまでではないけど…
というかたへ



詳しくは
こちら



★ その他

市営住宅への優先的入居

問 建築総務課 ☎095-829-1185

母子家庭及び父子家庭を対象に年6回の公募の中で、優先的に入居できる枠を設けております。

対象 母子家庭・父子家庭

保育所入所の優遇措置

問 幼児課・保育係 ☎095-829-1142

未就学児のいるひとり親家庭が、安心して就労・求職活動が行えるように、一定の加点を行ったうえで、保育所入所の利用調整を行います。

対象 母子家庭、父子家庭

ひとり親家庭福祉ながさき

問 ひとり親家庭福祉ながさき ☎095-828-1470

母子家庭・父子家庭の親と子、および寡婦の明日への希望と幸せづくりのために、みんなで協力しあう組織です。各種講座を開催したり、相談を受け付けています。

ひとり親家庭養育費確保支援事業

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

概要 養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書作成等の費用を補助します。

補助内容 ①公正証書等作成支援

養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する本人負担費用を補助します。(上限5万円)

②養育費保証契約締結支援

保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回の本人負担費用(保証料)を補助します。(上限5万円)

対象 長崎市に住所を有し、養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養しているひとり親の方

Column

ひとり親家庭の方へ

こども政策課では、ひとり親家庭が利用できる支援や制度を紹介した「ひとり親家庭のみなさんへ」という冊子を配布しています。

また、ひとり親家庭が抱える様々な悩みに対応するため、相談員が相談に応じます。

現在、離婚についてお悩みの方、ひとりで出産等を迎える方も、ぜひご利用ください。



スマートフォンでの
確認はコチラ▼



ひとり親家庭への手当など

防災グッズ チェックリスト



- 母子健康手帳
- 止血パッド
- 笛
(万が一閉じ込められた時に)
- お菓子
(キャラメル・あめなどカロリーの高いものを少し)
- 抱っこ紐
(ベビーカーの時も持ち歩くと、避難時に便利です)
- 防災頭巾・ヘルメット
- レインコート
- マスクや軍手
- 衣料品3日分(特に下着)
- オムツ3日分
- おしりふき(ウェットティッシュ)
- 粉ミルク3日分
(個包装の物が便利)
- 哺乳瓶(使い捨てタイプ)
- こどもの食料3日分
(月齢に合った好きな物)
- 離乳食スプーン
- 食品用ラップ
(スプーンや皿に巻けば汚さず使える)
- 紙コップ&ストロー
- 軽くて小さいおもちゃ

常に防災バッグに入れておき、
誰でもすぐに
わかり使えるように!